

世界が見た日本の子供の現状

- 「社会の競争的な性格により子供時代と発達が悪化することなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置を取る」とこれは、2019年3月に国連子供の権利委員会が日本に示した勧告です。
- 無論このような勧告は今回だけではありません。ただ、過去3回の勧告では競争的な教育制度への言及であったものが、社会全体の問題に拡大していること、発達のゆがみの問題だけでなく子ども時代の剥奪にも踏み込んでいること等から、これまで以上に深刻な懸念や勧告と理解されています。
- しかも、このような勧告を受けている国は、世界広しといえども日本だけでも確認されています。これが、国際社会からみた日本の子供達の現状です。私達の社会は、この事実から真正面から真摯に向き合わなければなりません。
- 当然、このような勧告が示される背景には、日本の子どもたちが「子ども時代」をなくしてしまっているとの現状認識があります。
- 確かに2023年度の政府統計によると、長期欠席も、不登校も、いじめの認知件数も、学校における暴力行為発生件数も、家庭内暴力の認知件数も過去最多を記録しています。
- このうち、長期欠席ということでは、小学校で218,238人、35人学級に1.25人(不登校は0.75人)、中学校で27万5,202人、40人学級に3.42人(不登校は2.68人)存在することになります。しかも、この統計にフリースクールに通っている子どもや保健室登校の子どもたちは含まれていません。
- つまり、事態は一層深刻ということですが。更に、「自殺」(5~19歳)については、2023年度のわずか1年間で773人(5~9歳:1人、10~14歳:120人、15~19歳:652人)です。
- 残念ながら、日本も1年は365日しかありません。つまり、今日も2.12人の子供達が自らの命を絶っている計算になります。今日だけではありません。昨日も、一昨日も、恐らく明日も、明後日もです。
- 一方で、これら4つ(不登校、いじめ、暴力、自殺)のデータは子どもの試練と生き難さの現実を示唆していると考えられています。
- 具体的には、
- 「不登校」はプレッシャーからの忌避、
- 「いじめ」はプレッシャーの他者への転嫁、
- 「暴力」はプレッシャーへの対抗、
- そして「自殺」はプレッシャーを感じる自己の破壊を意味しています。
- つまり、子どもたちはその試練を、その生きにくさをこれらのデータで教えてくれているのです。国連子供の権利委員会が「子ども時代」の保障を勧告するのも当然です。
- 子どもがそのままの自分でいられる「子ども時代」が奪われてしまっているわけですから、強烈で厳しい勧告です。
- ただそうはいつでも、「子ども時代」の保障とはどういうことなのでしょう。
- (次回に続く)

2012年度の2万4千人の1,7倍になっている。

その多くは、保護者が小中学校を忌避して、子どもをインターナショナルスクールやホームスタールで学ばせるケースだ。私はこれを「確信犯的登校拒否」と呼んでいる。「犯」という字が入っているのは、学校教育法上就学義務違反は罰金刑に処せられる「犯罪」に当たるからだが、現実には誰も摘発されていない。今の小中学校が子どもにとって好ましくない場所だと考える保護者を責めることは難しい。

これらを合わせると、2023年度の小中学校の長期欠席者は約50万人に上る。私はこの現象を「学校からのエクソダス（大量脱出）」と呼んでいる。

、不登校対策の目玉「学びの多様化学校」

不登校対策の目玉政策として今文部科学省（以下、文科省）が力を入れているのは、不登校の児童生徒のため学習指導要領に拠らない柔軟な教育が行える特例校の設置の促進だ。2004年に構造改革特区で始まり、2005年に全国化されて「不登校特例校」と呼ばれていたが、イメージアップを考えた文科省が2023年に名称を「学びの多様化学校」と改めた。最近までは先進的な自治体や私学にしかなかったが、文科省は2023年度からの5年間で全ての都道府県と政令指定都市での設置を促している。2025年4月現在58校で、将来的には300校を目指している。「学びの多様化学校」では総授業時間を2割程度減らすことが可能だ。各教科の時間を減らして「総合的な学習」の時間を増やすこともできる。

これは「ゆとり教育」の部分的な復活だといってよい。問題はいったん不登校になってからでないと入れないことだ。

2016年12月に制定された「教育機会確保法」（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）で、「学びの多様化学校」の設置は国と自治体の努力義務とされている（10条）。しかし同法は「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること」も求めている（3条1号）。不登校を生まないためには、どの学校にも「学びの多様化学校」のような柔軟さが必要なのだ。

心を病む教師たち

学校は教師にとっても息苦しい場所になっている。全国の小中高・特別支援学校の教員で精神疾患により休職した者の数は、1980年代には年間1,000人程度だったが、2000年度に2,000人を超え、2008年度に5,000人を超え、2023年度には7,119人に達した。学校が「ブラック職場」という評判が定着したため、教員志望者は減り続けている。2024年度の東京都の小学校教員採用選考では、受験倍率が1.1倍にまで落ちた。合格してもほかへ就職する者がいるから、実質は1

倍以下だといっていい。それでも教員として適格性に欠ける者は採用できない。その結果は深刻な教員不足だ。

教員の働き方改革

長時間労働が教員を疲弊させていることは間違いない。そのため、文科省は教員の残業削減のため「働き方改革」を進めているが、その方向性には問題がある。

公立学校教員の残業に対しては、「給特法」(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)により。労働基準法による時間外勤務手当を支給せず、代わりに本給の4%に当たる「教職調整額」を一律に支給することになっている。私はこれを廃止して労働基準法を適用するべ。

きだと考えているが、2019年に行われた同法の改正は、教職調整額制度には全く手を働けず、文科大臣が公立学校教員の「業務量の適切な管理」に関する「指針」を定め、この指針により教育委員会が教員の残業時間の上限などに圍する方針を策定する仕組みを導入した。文科省は「指針」で、教員